パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの磨耗量を確認する。	イ　次回の定期検査時又は定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ　パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあっては、一・一倍）以下であって、重点的に点検が必要な状態にあること。

別表第九一(六)の項パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）の項(は)欄中「聴診」を「目視及び聴診」に改め、同項の次に次のように加える。

ブレーキ制動時のプランジャーの状況	踏段を保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。
ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。

別表第九一(六)の項停止距離の状況の項(は)欄中「昇降機」を「踏段」に、「無負荷上昇運転時」を「無積載上昇時」に改め、同(九)の項潤滑油の量の項(ろ)欄中「潤滑油の量」を「潤滑油の油量の状況」を加え、同(九)の項潤滑油の劣化の状況の項の次に次のように加える。

油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。

別表第九一(十)の項(い)欄中「駆動鎖」の下に「（駆動鎖を設けたものに限る。）」を加え、同項(ろ)欄及び(に)欄中「の歯」を削り、同(ヒ)の項(ろ)欄中「かみ合いの状況」の下に「（ベルトのものを除く。）」を加え、「作動状況」を「作動の状況」に改め、「張りの状況」の下に「（ベルトのものを除く。）」を加え、同項(に)欄中「反転歯車の回転又は反転レールにおける」を削り、「踏段反転」を「踏段の反転」に、「揺動」を「揺れ」に改め、同表二中「乗降口」を「昇降口」に改め、同(一)の項(ろ)欄中「変形、劣化及び損傷」を「劣化」に改め、同項(に)欄中「変形、摩耗、錆、腐食等により乗降に支障」を「著しい損傷又は腐食」に改め、同(三)の項(に)欄中「踏段にかみ合いがない」を「踏段とのかみ合いに異常がある」に改め、同(四)の項(ろ)欄中「インレットガードの取付け及び外観」を「取付け」に改め、同項(は)欄中「目視」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「又は破損していること」を削り、同(六)の項(に)欄中「停止」を「休止」に改め、同(七)の項(ろ)欄中「上昇時」を「踏段の上昇時」に改め、同項(は)欄中「瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置」を「無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計」に改め、同表三(一)の項(ろ)欄中「の歯」を削り、同項(は)欄中「昇降機が下降運転中」を「踏段の下降中」に、「、必要に応じ」を「又は」に、「昇降機が上昇運転及び下降運転中」を「踏段の上昇及び下降中」に改め、同項(に)欄中「の歯」を削り、「第三号」の下に「（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ト）」を加え、同(二)の項(ろ)欄中「及び損傷」を削り、同項(に)欄中「損傷、き裂、剥離等により運行及び利用者の安全に支障をきたしている」を「著しい損傷又は腐食がある」に改め、同(三)の項(ろ)欄中「変形、劣化及び損傷」を「劣化」に改め、同項(に)欄中「変形、劣化、損傷等により運行及び利用者の安全に支障をきたしている」を「著しい損傷又は腐食がある」に改め、同(四)の項(ろ)欄中「及び損傷」を削り、同項(は)欄中「ともに、踏段上での振動の有無を確認する」を削り、同項(に)欄中「損傷、腐食、変形等により運行及び安全に支障をきたしている」を「著しい損傷又は腐食がある」に、「剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等により踏段の走行に支障をきたしている」を「著しい損傷又は腐食がある」に改め、同(五)の項(い)欄中「レール」の下に「又はローラー」を加え、同項(ろ)欄中「損傷」を「振動」に改め、同項(は)欄中「確認するとともに」を「確認し」に、「目視により確認する。」を「目視及び触診により確認する。」に改め、同項(に)欄中「踏段上で異常な振動があること」を「著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。ただし、ローラーにあっては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること」に改め、同(六)の項(は)欄中「ノギス等により」を削り、同項(に)欄中「第二号」の下に「（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ハ）」を加え、「踏段相互のすき間が四・八ミリメートル」を「平成十二年建設省告示第千四百十七号第二第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ハ）に定める基準の〇・九五倍」に改め、同(七)の項(ろ)欄中「及び損傷」を削り、同項(は)欄中「、必要に応じて金属製直尺等により」を「又は」に改め、同項(に)欄中「損傷、腐食、変形等により運行及び利用者の安全に支障」を「著しい損傷又は腐食」に改め、「第一号」の下に「（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ロ）」を加え、同表四(一)の項(は)欄中「作動」を「設置及び作動」に改め、同(三)の項(は)欄中「スイッチを作動させ、」を「設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、」に改め、同(四)の項(い)欄中「スイッチ」の下に「又はベルト安全スイッチ」を加え、同項(は)欄中「スイッチを作動させ、」を「設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、」に改め、同(六)の項(ろ)欄中「駆動鎖安全スイッチの」及び「スイッチ駆動部分の」を削り、「駆動鎖切断時停止装置の作動」を「設定」に改め、同表五(一)の項(ろ)欄中「設置及び」を削り、同項(は)欄中「目視により確認し、必要に応じて鋼製巻尺により」を「目視及び触診により確認し又は」に改め、同(二)の項ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間の項(は)欄中「外縁又は」を「外縁若しくは」に、「、必要に応じて鋼製巻尺により」を「又は」に改め、同項(に)欄中「ハンドレール」の下に「の外縁」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、同(三)の項外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間の項(は)欄中「外縁又は」を「外縁若しくは」に、「、必要に応じて鋼製巻尺により」を「又は」に改め、同項(に)欄中「エスカレーター」を削り、同(三)の項ハンドレールから仕切板までの距離の項(は)欄中「外縁又は」を「外縁若しくは」に、「、必要に応じて距離を鋼製巻尺により」を「又は距離を」に改め、同(三)の項取付けの状況の項(は)欄中「目視」を「目視及び触診」に改め、同(三)の項(に)欄中「がある」を「している」に改め、同(四)の項(は)欄中「、必要に応じて鋼製巻尺により」を「又は」に改め、同項(に)欄中「の尖端」を削り、「距離で」を「距離」に改め、同(五)の項設置の状況の項(は)欄中「、必要に応じて鋼製巻尺により」を「又は」に改め、同項(に)欄中「昇降機の検査標準（ＪＩＳＡ四三〇二）の規定に適合しない」を「可動警告板が厚さ三ミリメートル未満、前縁の円筒部が直径五十ミリメートル未満又は円筒部がハンドレールを乗り越える」に改め、同(五)の項取付けの状況の項(は)欄中「目視」を「目視及び触診」に改め、同(六)の項(に)欄中「注意」を削り、同(七)の項設置の状況の項(は)欄中「、必要に応じて金属製直尺により」を「又は」に改め、同(七)の項取付けの状況の項(は)欄中「目視」を「目視及び触診」に改め、同(八)の項(は)欄中「シャッター」を「設置の状況を目視により確認し並びにシャッター」に改め、同表六(一)の項(い)欄中「踏段」の下に「（車いす搬送用踏段が必要なものに限る。）」を加え、同表を別表第五とする。